

# 第1章 ころすこやか「福祉充実都市」の実現

## 1 ともに支え合う地域社会の形成



都市像	1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現					
施策の大綱	<p>11 とともに支え合う地域社会の形成</p> <p>子どもから高齢者まで、すべての人が安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉の総合的な施策の展開を今まで以上に進めていくことが求められています。</p> <p>このため、誰もが住み慣れた地域で心安らかに生活できるよう、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、思い合い、支え合う意識の醸成に努めるとともに、関係機関をはじめ、市民やボランティア団体との連携と協力を進め、保健・医療・福祉にかかわるサービスの総合的な展開と多様なサービス提供体制の整備を推進します。また、健康で安定した生活ができるよう、社会保障の充実に努めます。</p> <p>少子高齢化が進展する中、本市では、平成27年ごろに5人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えると予想しています。高齢者が地域社会や家庭で心豊かに暮らせるよう、生きがいのある生活への支援、介護サービスの基盤整備と事業の円滑な運営に努めるとともに、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを目指して、子育てのための相談・支援体制を整備します。</p> <p>ノーマライゼーションの理念が定着した地域社会の実現に向けて、障害を持つ人や高齢者が自立して生活し、社会参加しやすい環境づくりを進めます。</p>					
	<p>施策 111 地域福祉の充実</p> <table border="1" data-bbox="363 819 1434 1512"> <tr> <td data-bbox="363 819 435 1010">目指すべき姿</td> <td data-bbox="435 819 1434 1010"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要とする人を地域で把握できています。</li> <li>・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。</li> <li>・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。</li> <li>・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。</li> <li>・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1010 435 1167">将来計画</td> <td data-bbox="435 1010 1434 1167"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域での福祉の取り組みの推進</li> <li>2 住民参加による福祉の推進</li> <li>3 福祉コミュニティの創設</li> <li>4 都市施設の整備</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1167 435 1512">施策の取組状況まとめ</td> <td data-bbox="435 1167 1434 1512"> <p>平成24年3月に「地域福祉計画」「健康いばらき21」「食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の7つの計画を一体的に進めるため「茨木市総合保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの提供基盤の計画的な充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域社会の形成に努めてきた。</p> <p>とりわけ、地域福祉の充実については、地域福祉ネットワークの推進を図ることにより、地域の助け合い、支え合いによる要援護者の支援の体制づくりに努めてきた。</p> <p>また、バリアフリー法に基づき大阪府福祉のまちづくり条例が改正され、都市施設のバリアフリー化が促進されている。</p> </td> </tr> </table>	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要とする人を地域で把握できています。</li> <li>・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。</li> <li>・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。</li> <li>・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。</li> <li>・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。</li> </ul>	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域での福祉の取り組みの推進</li> <li>2 住民参加による福祉の推進</li> <li>3 福祉コミュニティの創設</li> <li>4 都市施設の整備</li> </ol>	施策の取組状況まとめ
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要とする人を地域で把握できています。</li> <li>・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。</li> <li>・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。</li> <li>・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。</li> <li>・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。</li> </ul>					
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域での福祉の取り組みの推進</li> <li>2 住民参加による福祉の推進</li> <li>3 福祉コミュニティの創設</li> <li>4 都市施設の整備</li> </ol>					
施策の取組状況まとめ	<p>平成24年3月に「地域福祉計画」「健康いばらき21」「食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の7つの計画を一体的に進めるため「茨木市総合保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの提供基盤の計画的な充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域社会の形成に努めてきた。</p> <p>とりわけ、地域福祉の充実については、地域福祉ネットワークの推進を図ることにより、地域の助け合い、支え合いによる要援護者の支援の体制づくりに努めてきた。</p> <p>また、バリアフリー法に基づき大阪府福祉のまちづくり条例が改正され、都市施設のバリアフリー化が促進されている。</p>					

関連課			
福祉政策課、障害福祉課、高齢介護課、審査指導課、道路交通課、公園緑地課、建築課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 地域での福祉の取り組みの推進	(1) 地域福祉計画に基づく取り組み	・地域における生活の現状と課題、それに対応する必要なサービスの内容や量を明らかにし、そのサービスを確保し提供する体制の整備を図ります。	B
	(2) 福祉サービス体制の確保	・従来の行政主導型の福祉から、地域住民とのパートナーシップによる取り組みを目指すとともに、地域における必要な施設の整備を進めます。	B
		・身近なところでいつでも、だれでも気軽に相談できる窓口の設置を進めます。	B
2 住民参加による福祉の推進	(1) 各種団体の連携による福祉活動への支援	・社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉事業者、その他社会福祉活動を行う住民団体が連携して行う活動の支援に努めます。	B
	(2) 身近な福祉の担い手の育成	・一人ひとりの市民が福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手としての自覚のもとに、身近な地域での活動に参加するよう啓発に努めます。	B
		・市と各種団体との連携のもとに、講座と実践を通じて、地域福祉を進める人材の育成に努めます。	B
3 福祉コミュニティの創設		・住民のだれもが取り組む地域の福祉を目指し、だれもが地域とのつながりを持ち、住民参加を基本に、助け合いの仕組みづくりに努めます。	B
		・ボランティアセンター（社会福祉協議会）の機能を強化し、市域全体にわたるボランティアのネットワークづくりを進めます。	B
		・地域間で地域福祉情報が行き来し、市域全体で情報を共有できるよう、交流のネットワークを拡げます。	B
4 都市施設の整備		・高齢者や障害者などの社会参加を妨げている物理的障壁を取り除くために、都市施設の整備改善を促進する「福祉のまちづくり」を推進します。	B
		・市民や事業者に対し都市の福祉施設整備についての広報・啓発活動を推進すると同時に、市・市民・事業者による推進体制を整備し、支援します。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像		1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
施策	112 高齢者福祉の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守りが必要なひとり暮らし高齢者等への支援体制が地域できています。</li> <li>・ 老人福祉センターや生涯学習センターなどの施設が充実し、シルバー人材センターが活性化しています。</li> <li>・ 高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で、自己決定に基づき自立した生活ができる環境が整っています。</li> <li>・ 介護サービスの質が向上し、利用者が安心してサービスを使用できる体制が充実しているとともに、安心して医療にかかれる体制が確保されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活支援の推進</li> <li>2 元気な高齢者への支援</li> <li>3 介護サービスの安定的な供給と基盤整備</li> <li>4 介護サービスの質の向上</li> <li>5 施設整備の推進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>見守りが必要なひとり暮らし高齢者等への支援体制として、配食サービス、緊急通報装置設置などの介護保険外のサービスを実施するとともに、地域の課題解決に向けた医療を含む多職種連携による地域ケア会議の本格実施に向けての準備を進めることができた。</p> <p>また、介護予防教室を老人福祉センターや街かどデイハウス等で実施するとともに、街かどデイハウスの拡充を図り、地域で高齢者を支援する体制と介護予防事業をリンクさせ、充実に努めてきた。</p> <p>元気な高齢者の活躍の場として、老人クラブ、シルバー人材センター等があるが、高齢者リーダー養成講座の実施や、「茨木シニアカレッジ いこいこ！未来塾」を高齢者を中心としたNPOに委託するなど、高齢者の活躍の場の拡大を図ることができた。</p> <p>バリアフリー関係法令の整備により、施設、街づくり等のバリアフリー化も進んできている。</p> <p>総じて、「高齢者＝弱者」から「高齢者＝地域の担い手」としての施策転換を図ることに着手し、実施してきた。</p>		

関連課		高齢介護課、審査指導課、道路交通課、建築課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 地域生活支援の推進	(1) 自立支援の推進	・ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するとともに、高齢者の権利が守られ健全な生活が保障された暮らしやすいまちづくりに努めます。	B
	(2) 地域支援体制の構築	・ 市民と行政等の関係機関が協働して、課題を抱えるひとり暮らし高齢者等を地域で支援する組織づくりに努めます。	B
2 元気な高齢者への支援	(1) 生きがいづくりの場の提供	・ 仲間づくりや趣味などの教養の向上を図る場として、老人福祉センターの事業充実や生涯学習センター等の活用を図り、高齢者が新たな生きがいを発見し、生き生きとした自立生活が送れるまちづくりに努めます。	B
	(2) 社会参加活動の活性化への支援	・ これまでの知識・技能を生かすことのできるシルバー人材センターや、高齢者が地域の相互扶助活動の担い手として活動している老人クラブ等への支援に努めます。	B
3 介護サービスの安定的な供給と基盤整備	(1) 安定した居宅サービスの確保	・ アンケート等により介護サービスに対するニーズを把握し、地域の介護需要に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供を行い、居宅サービスの安定的な供給の確保に努めます。	B
	(2) 介護施設整備の促進	・ 医療法人・社会福祉法人等の協力を得ながら、介護施設の整備を促進します。	B
4 介護サービスの質の向上	(1) 事業者連絡会活動への支援	・ サービス事業者や介護保険施設が直面する問題や課題等を相互に認識し、その解決や質の向上を図る「茨木市高齢者サービス事業所連絡会」活動に対する支援の充実に努めます。	B
	(2) 介護相談員派遣事業の推進	・ サービス利用者の疑問や不満等の相談に対応し、必要に応じて事業者に改善を促し、調整を図る「介護相談員」の派遣に積極的に取り組みます。	B
	(3) 事業者自己評価・第三者評価への支援	・ サービス事業者の自己評価を第三者が確認・評価し、その結果を利用者へ公表するなど、制度の信頼性の向上を図る「第三者評価事業」の導入の支援に努めます。	B
5 施設整備の推進		・ 関係事業者の協力のもとに、より広域的な都市施設のバリアフリー化を進めます。	B
		・ 市民や事業者と連携を図り特定建築物や道路等の公共施設のバリアフリー化を促進し、公共建築物等についてはユニバーサルデザインに配慮した整備を積極的に推進します。	B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	113 介護保険の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険制度の健全な運営が図られ、いつまでも住み慣れた地域で安全で安心した生活を送れる社会が実現しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要介護認定の適切な実施</li> <li>2 利用者の権利擁護体制の充実</li> <li>3 介護サービスの普及啓発、情報提供の充実</li> <li>4 介護サービスに対する相談体制の充実</li> <li>5 財政運営の健全化</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安全に安心して生活ができるように、地域密着型サービスの整備を進めてきたが、概ね計画どおり整備を推進することができた。</p> <p>認知症対策として、認知症サポーターの養成、認知症予防講座の開催等に取り組むとともに、認知症高齢者地域支援連絡会を設置するなど、概ね支援体制の整備を図ることができた。</p> <p>また、地域包括ケア体制の確立に向け多職種連携に取り組むとともに、高齢者虐待防止をはじめとした地域のネットワーク機能の強化を図った。</p> <p>介護保険給付費については、適正化事業を実施し、保険給付の適正化に努めるとともに、保険料の適正な収納事務に努め安定した財源を確保し健全な財政運営に努めた。</p>		

関連課		高齢介護課、保健医療課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 要介護認定の適切な実施		・ 認定調査員に対する研修に努め、認定調査の公平性・公正性を確保します。	B
		・ 認定審査会委員に対する研修を通じ、知識の向上を図るとともに、委員相互の意見交換・情報交換に努めます。	B
2 利用者の権利擁護体制の充実		・ サービスに関する苦情や相談等に対し、適切な対応を図るために設置している「茨木市介護保険苦情調整委員会」においてサービスに関する苦情解決に引き続き努めます。	B
		・ 認知症により意思表示に不安のある高齢者等の権利侵害を防ぐ制度の周知と利用者の支援に努めます。	B
3 介護サービスの普及啓発、情報提供の充実		・ ホームページ、市広報誌等による制度やサービス内容、サービス事業者に関する広報活動を充実し、情報提供に引き続き努めます。	B
		・ 制度やサービスの普及啓発に際しては、障害者や在日外国人、ひとり暮らし高齢者等、情報が行き届きにくい方への配慮に努めます。	B
4 介護サービスに対する相談体制の充実		・ 介護サービスに関する相談がしやすい在宅介護支援センター等の相談体制の充実に努めます。	B
5 財政運営の健全化		・ 収納率の向上に努めるとともに、国に対しては、安定した財源の確保策を確立するよう要望します。	B
		・ 不正請求等の防止を図り、給付の適正化に努めます。	B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	114 障害者福祉の充実		
	目指すべき姿		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の地域生活を支援するための在宅福祉サービスや、医療費助成制度が充実しています。</li> <li>・ 障害者の生活環境の整備が進み、社会活動への参加が進んでいます。</li> <li>・ 障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行える環境が整っています。</li> </ul>
	将来計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 啓発活動の推進</li> <li>2 福祉・生活環境の充実</li> <li>3 療育対策の充実</li> <li>4 障害児教育の充実</li> <li>5 社会参加の促進</li> <li>6 新長期計画の策定</li> </ol>
施策の取組状況まとめ			<p>障害者の地域生活支援については、障害者施策に対する市民の要望が多様化する中、生活介護事業所などの社会資源の整備や、個々に応じたサービスの提供を進めるなど、制度の拡充を図ってきた。</p> <p>障害者の就労に向けた取り組みとして庁内実習の実施、スマイルオフィスの開設、就労支援福祉金の創設など就労支援を強化しているが、これまでの取り組みを踏まえると、一般就労に結びつけるには新たな課題も出現している。</p> <p>障害者の生活環境については、施設入所、在宅を問わず、くらしにあったサービスの提供を進めてきた。また、市内7つの圏域に相談支援事業所を設置するなど、市役所内の基幹相談支援センターを中心に相談体制の整備を進めた。災害時の支援体制についても、事業所連絡会と災害協定を締結した。</p> <p>医療費助成制度については、一部見直しを行った。</p>



関連課		障害福祉課、高齢医療課、商工労政課、学校教育推進課、子育て支援課、建築課		
将来計画		主な取組	取組状況	
見出し	項目			
1	啓発活動の推進	・市民が障害や障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加が容易になるよう、関係団体やボランティアと協力して啓発・広報活動を推進します。	B	
2	福祉・生活環境の充実	(1) 福祉サービスの充実	・年金制度をはじめ各種手当、給付金等の所得保障制度や、医療費助成の充実を国や大阪府に要望します。	B
			・多様化・高度化・複雑化する障害者ニーズに適切に対応できる相談機能、情報提供機能を充実させ、これらのニーズに応じたホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティア活動の支援による地域福祉の推進に努めます。	B
			・在宅福祉サービスとの連携を図りながら、施設サービスの充実に努めます。	B
	(2) 生活環境の整備	・公共住宅の建設等に際して障害者向け住宅の確保に努めるとともに、住宅の改善に対する助成制度の活用を促進します。	B	
		・情報通信機器の活用などにより、分かりやすく効果的な情報アクセスの整備に努めます。	B	
3	療育対策の充実	・障害の種別や状況に応じた療育方法の確立、施設整備等の改善、保護者に対する相談・援助などの充実を図ります。	B	
4	障害児教育の充実	(1) 障害児育成施策の充実	・障害児一人ひとりの実態に即した支援や教育を行うため、学校・園と保健・福祉・医療等との一層の連携を図り、教育諸条件の整備、教育内容・方法の確立並びに研修等に努めます。	B
		(2) 学校教育の充実	・障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行います。	B
		・児童・生徒に障害児（者）に対する理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立った適切な教育を行います。	B	
5	社会参加の促進	(1) 雇用・就労対策の促進	・障害を持つ方の雇用を図るため、関係機関と連携して企業、事業所へ働きかけ、より効果的に障害者の雇用が実現できるよう体制の整備に努めます。	B
			・障害の種別や程度、特性に応じた雇用・就労支援を行うとともに、自営業等による自立の支援や福祉的就労の場の計画的整備など関係機関と連携を図りつつ、多様な就労の場の確保に努めます。	B
	(2) 社会活動への参加促進		・障害者の生きがいを高め、日々の生活を充実するため、学習の機会の提供や自主的、自発的活動の振興に努めます。	B
			・障害者が地域住民として地域の社会活動や行事に参加し、また、障害児（者）施設などの活動や行事に地域の人々が参加する機会を増やすなど、交流とふれあいの場の充実を図ります。	B
6	新長期計画の策定	・国、大阪府の長期計画との整合を図りながら「障害者施策に関する長期計画（第3次）」を策定します。	A	

<b>都市像</b>		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
	<b>施策</b>	115 生活福祉の充実	
	<b>目指すべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢単身者、高齢障害者、無年金者、母子家庭といった被保護者が自立し安心して生活しています。</li> <li>・生活に困っている人が、いつでも相談ができ、適切な保護を受け、自立への努力をしています。</li> </ul>	
	<b>将来計画</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護対策の推進</li> <li>2 低所得者層への支援の推進</li> <li>3 ホームレス問題の解消</li> </ol>	
	<b>施策の取組状況</b>	生活保護に対する取り組みについては、社会経済情勢の悪化による生活保護受給者の増加により、事務が増加する中、適正執行に向けた取り組みを行った。 生活困窮者に対する取り組みについては、ハローワークとの連携による就労支援や家賃助成を行った。 ホームレス問題については、巡回相談やシェルター利用等の取組により、ホームレスが減少した。	

<b>関連課</b>	福祉政策課		
<b>将来計画</b>		<b>主な取組</b>	<b>取組状況</b>
<b>見出し</b>	<b>項目</b>		
1 生活保護対策の推進	(1) 生活相談対策の充実	・民生委員・児童委員、母子自立支援員等との連携のもと、生活保護制度の周知を図り、面接相談体制を充実し、生活保護法の適正な実施と運用を図ります。	B
	(2) 被保護者の自立促進	・ハローワーク等との連携のもと、就労先の確保による自立の支援に努め、そのための相談機能の強化を図ります。	B
2 低所得者層への支援の推進		・必要な貸付金制度や、緊急一時貸付金制度の整備などを行い、関係機関との連携による低所得者層への就労支援を行います。	B
		・身近なところで生活課題の相談ができる体制づくりに努めます。	B
3 ホームレス問題の解消		・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法、国の基本方針、大阪府域ホームレス自立の支援等に関する事業計画に基づき、府内全市参加型のホームレス対策を講じます。	B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	116 子育て環境の整備		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保育事情に対応した保育機能の充実が図られています。</li> <li>・障害児保育の内容が充実しています。</li> <li>・地域子育て支援センターを中心として、地域と連携した子育て支援体制が整っています。</li> <li>・少子化に対応した次世代育成支援施策が展開され、家庭への支援が実施されています。</li> <li>・ひとり親家庭の住宅が確保され、就労が保障されています。</li> <li>・ひとり親家庭の子どもへの就学が保障されています。</li> <li>・乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成制度が確立しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉の充実</li> <li>2 ひとり親家庭の自立の促進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年3月には「後期計画」を策定し、次世代育成支援に関する様々な施策に取り組んでいる。</p> <p>保育所整備をはじめ、認可外保育施設運営支援や待機児童保育室の開設などにより待機児童の解消に努めるとともに、保育所（園）では、延長保育、病児・病後児保育や休日保育など、多様化する保育需要にも対応している。また、障害児保育については、これまでから公私協調して、その充実に取り組んでいる。</p> <p>子育て支援総合センター及び7か所の地域子育て支援センターを開設しており、子育て家庭を応援するとともに、民生委員・児童委員にも子育てネットワークなどに参画いただき、地域との連携に努めている。また、子育てに関する制度やサービス内容をまとめた「子育てハンドブック」を作成し、子育て家庭への情報提供にも努めている。</p> <p>乳児家庭全戸訪問をはじめ、産前・産後ホームヘルパーの派遣や一時預かりなど、多様化する子育てニーズに対応するとともに、障害児への支援についても、それぞれの特徴に応じた支援や配慮が重要であることから、通所による知的障害児等への療育の提供や療育を必要とする乳幼児への基本的動作習得等のための個別的・集団的療育を実施している。また、児童虐待防止総括担当員を配置することで学校や地域との連携を強化し、児童虐待の防止や早期対応に努めている。さらに、乳幼児医療費助成制度をこども医療費助成制度に名称変更し、小学校6年生まで対象を拡大している。</p> <p>ひとり親家庭の自立の促進については、母子自立支援員による相談をはじめ、医療費助成や児童扶養手当の支給、ひとり親自立支援給付金による就労の促進に取り組んでいるが、未だひとり親家庭の貧困率が高いことなどから更なる支援が必要である。</p> <p>また、新たな子ども・子育て支援制度への移行を踏まえ、機構の改正を行い、幼稚園と保育所の窓口の一元化を図るなど幼児期の学校教育と保育を一体的に推進するための体制強化を図っている。</p>		

関連課		こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
児童福祉の充実	(1) 保育施設の整備・改善	・要保育児童の推移と地域の将来性を十分把握し、国施策の動向を的確に捉えるとともに延長保育、障害児保育といった多様化する保育需要に対応する保育施設の整備・改善等に努めます。	B
	(2) 子育て支援機能の充実	・地域子育て支援センターや保育所など子育て関連施設の機能を充実させ、民生委員・児童委員とともに地域との連携に努めます。	B
	(3) 家庭への子育て支援施策の拡充	・国における子育て関連施策の改革の方向を見定めながら、多様化する子育てニーズに対応できる支援施策の展開に努めます。	B
・乳幼児医療費助成制度を、適正な受益者負担のもとに就学前まで実施します。		A	
ひとり親家庭の自立の促進	・ひとり親家庭における福祉ニーズの把握に努めるとともに、相談体制の強化を図ります。	B	
	・就労、就学の促進や、医療費助成制度の確立、住宅補助・貸付制度の拡充を行うなど、経済的な自立の促進に努めます。	B	

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	117 国民健康保険の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度繰入れ以外の一般会計繰入金が縮減されています。</li> <li>・現年度分保険料収納率が90%台に回復しています。</li> <li>・医療費用が抑制されています。</li> <li>・健康診査等受診者数が増大しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業運営の安定化</li> <li>2 財政運営の健全化</li> <li>3 健康づくりの推進</li> </ol>	
	施策の取組状況まとめ	<p>事業運営の安定化については、国・府の制度改正に対する的確な対応に努めてきたが、新たに社会保障制度改革が実施されるにあたり、国・府の動向を注視するとともに、制度改正への要望等を行うことにより、安定した事業運営の継続に努める必要があることから、引き続き、取り組む必要がある。</p> <p>財政運営の健全化については、レセプト点検の強化や保健事業の推進による医療費適正化を進めて歳出の抑制を図るとともに、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、収支両面からの一層の経営努力が必要である。</p> <p>健康づくりの推進については、平成20年度から開始した特定健康診査・特定保健指導が、平成24年度の第1期計画最終年度において受診率・受講率ともに目標値を下回っており、健診受診者と未受診者、保健指導受講者と未受講者を比較すると、受診者・受講者の方が医療費が低いという分析結果が出ていることから、今後一層の受診率・受講率向上に向けた取組が必要である。</p>	

関連課		国保年金課・保健医療課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1	事業運営の安定化	・国民健康保険事業の制度改正に向けた国の動向を注視するとともに、要望活動を継続実施します。	B
2	財政運営の健全化	・レセプト点検の強化や保健事業の推進による医療費適正化を進めて歳出の抑制を図るとともに、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、収支両面からの一層の経営努力を引き続き行います。	B
3	健康づくりの推進	・被保険者の健康を増進させるため関係機関との連携・協調のもと、地域社会が一体となった健康教育、疾病予防、健康相談等の保健施策を推進します。	B

<b>都市像</b>		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
	<b>施策</b>	118 国民年金の充実	
	<b>目指すべき姿</b>	・20歳到達者等（適用漏れ者）の適用率が向上しています。	
	<b>将来計画</b>	1 普及啓発と加入促進 2 受給権の確保	
	<b>施策の取組状況まとめ</b>	国民年金の普及啓発と加入促進については、年金事務所との連携を図りながら、年金制度の普及啓発・20歳到達者への適用勧奨に努めたが、引き続き、様々な機会を通じて普及啓発・加入促進に努めていく。 年金受給権の確保については、将来の無年金・低年金を防ぐため、窓口における相談業務の充実を図り、また、窓口の混雑緩和を図るなど改善に努めたが、引き続き、その充実を図っていく。	

<b>関連課</b>		国保年金課	
<b>将来計画</b>		<b>主な取組</b>	<b>取組状況</b>
<b>見出し</b>	<b>項目</b>		
1 普及啓発と加入促進		・年金事務所と協力連携を図りつつ、学習会、講座等の開催、広報活動を通じてより一層の年金制度の普及啓発に努めます。	B
		・特に年金制度を支える世代の年金に対する不信感の払拭と、20歳到達者等の完全適用に向け適用勧奨に努めます。	B
2 受給権の確保		・今後とも国との連携・協力を進めるとともに、窓口等における相談業務の充実を図り、年金受給権の確保に努めます。	B

<b>都市像</b>		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
	<b>施策</b>	119 勤労者福祉の充実	
	<b>目指すべき姿</b>	・雇用と労働環境の改善が図られています。	
	<b>将来計画</b>	1 勤労者福祉の向上	
	<b>施策の取組状況まとめ</b>	本施策については、勤労者や事業所への取組を中心に事業を行ってきたが、近年は就労支援にも重点を置いた事業展開を行っている。 しかしながら、雇用・就労については、経済状況の影響を受けやすく、国においても非正規雇用労働者の増大など新しい課題も生じている。 雇用・就労施策については本来、国が進めていくべきものであるが、国の施策に合わせて、本市の実情に応じた必要な施策を引き続き実施する。	

<b>関連課</b>		商工労政課	
<b>将来計画</b>		<b>主な取組</b>	<b>取組状況</b>
<b>見出し</b>	<b>項目</b>		
1 勤労者福祉の向上	(1) 雇用の安定	・事業所やハローワークなど関係機関との連携を更に強化し、雇用対策と勤労者福祉に関する制度の周知に努めます。 ・障害者雇用や男女雇用機会均等などの企業啓発を行い、雇用の機会・場の確保と創出に努めます。	B B
	(2) 情報提供の充実	・労働関係の情報収集の充実に努め、労働実態などの調査研究を行うとともに、啓発リーフレットの企業向け配布や広報誌による啓発、インターネットを活用した情報発信、労働相談や講演会の開催などにより、効果的な情報提供に努めます。	B
	(3) 労働環境の改善	・最低賃金の徹底、労働時間の短縮、週休2日制の普及・定着、定年退職年齢の延長など労働環境の改善を企業や国・大阪府などに働きかけます。	B
	(4) 事業所福祉共済制度（勤労者互助会）の充実	・勤労者とその家族に対する福利厚生の実施を大阪府や関係機関の協力を得て進めます。	B
	(5) 就労の支援	・技能習得のための講座や情報提供を充実させるとともに、関係機関、団体の実施する事業の有効活用などにより、能力開発や自己啓発のための機会を拡充し、未就労者、再就職・転職希望者の求職活動等に対する支援を推進します。	B

## 2 健康づくりの推進





都市像	1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
	12	健康づくりの推進
施策の大綱		すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかに暮らせるよう、生活習慣病の予防を中心に、市民の健康づくりの推進が求められています。 このため、保健・医療・福祉の連携による総合的な保健サービスの提供、また、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、市民の健康増進に努めます。
施策	121	保健・医療の充実
目指すべき姿		・すべての市民が、世代に応じた自主的な心と体の健康づくりに取り組んでいます。
将来計画		1 生涯保健の推進 2 地域医療の充実
施策の取組状況まとめ		高齢化の進展等により、扶助費や医療費等は増加し続けており、これらの適正化を図るとともに、市民の健康増進や健康寿命の延伸に向けて、各種健（検）診や各世代に向けた健康づくりに取り組んでいる。 特定健康診査や各種健（検）診の受診率向上、保健指導の利用率の向上に向けた取組のほか、保健師活動が効果的に実施できるよう、体制整備や保健指導の方法・内容等の検証を進めている。 また、健康づくりのための各種講座や食育推進事業を実施している。 母子保健サービスや感染症予防対策については、制度改正や社会情勢に対応しながら、着実に事業を実施してきた。 救急医療については、保健医療センター附属急病診療所において、市が行うべき初期救急を実施している。また、医師不足への対応や医療資源の有効活用を図るため、平成25年度から小児救急広域化を開始するとともに、「（仮称）三島地域総合救急医療センター」を核とした『総合的な救急医療システム』の構築に向けた取組を進めている。

関連課	保健医療課、高齢医療課、学校教育推進課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 生涯保健の推進	(1) 健康寿命の延伸	・市民一人ひとりが健康意識を高め、早い時期からよりよい生活習慣を身に付けることによって、疾病の予防を図ることができるよう、各世代に適した健康づくりに取り組みます。	B
		・行政、地域の諸団体、関係機関が連携して、生活環境の整備、情報提供、地域の健康ネットワークづくりを推進し、市民の健康づくりを支援します。	B
	(2) 生涯保健サービスの充実	・妊婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導などの母子保健サービスの充実を図ります。	B
		・学校における健康診査や体力づくり、思春期における保健サービスの充実を図ります。	B
	(3) 感染症予防対策の推進	・中高年者の健康づくり・介護予防対策としての健康診査や健康教育など老人保健サービスの充実を図ります。	B
2 地域医療の充実	(1) 救急医療体制の充実	・公衆衛生の向上と予防接種の推進を図り、保健衛生の知識の普及に努めます。	B
		・三島医療圏域における内科・小児科・歯科の初期救急医療体制の確保に努めます。	B
		・小児救急の充実については、二次救急医療の確保体制の中で、小児救急外来の整備・確保を図るとともに、三次救急医療機関との連携を深めます。	B
	(2) 在宅医療体制の充実	・かかりつけ医制度の推進、また、往診や訪問看護といった在宅医療体制の充実を努めます。	B



### 3 すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成



都市像	1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
	13	すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成
施策の大綱		<p>お互いの人権が尊重され、平和で差別のない、すべての人が共生できる社会の実現が求められています。</p> <p>このため、市民一人ひとりが、地域社会の担い手であることを自覚し、平和と自由を希求するとともに、差別や偏見をなくし、すべての市民の人権が尊重されるための施策を推進します。</p> <p>また、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を発揮できるよう、あらゆる分野での男女共同参画に向けた施策を推進します。</p>
施策	131	恒久平和の実現と人権の尊重
目指すべき姿		<ul style="list-style-type: none"> <li>核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、市民が地域社会の中で互いに手を携えています。</li> <li>あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政施策が行われています。</li> <li>日常生活の中で人権尊重の精神が生かされ、人権意識が高揚しています。</li> <li>一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みが尊重され、促進されています。</li> </ul>
将来計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>生命の尊さを守る非核平和社会の創造</li> <li>一人ひとりを大切にする人権に根ざした文化の創造</li> <li>個人情報保護への対応</li> </ol>
施策の取組状況まとめ		<p>非核平和社会の創造については、「非核平和都市宣言」の懸垂幕の通年掲示や非核平和展の開催により、啓発活動を継続的に実施している。</p> <p>人権意識の高揚を図る取り組みは、人権施策推進基本方針に基づき、さまざまな機会を捉えて人権教育・啓発を推進してきたが、女性、障害者、高齢者、子どもなどの命にかかわる人権侵害やインターネットによる人権侵害、犯罪被害者とその家族、自殺予防、原発事故に伴う風評被害など新たな人権問題も発生しており、今後とも継続的な啓発活動や人権侵害事象の相談・支援の取り組みが必要である。</p>

関連課		人権・男女共生課		取組状況
将来計画		主な取組		
見出し	項目	主な取組		取組状況
1 生命の尊さを守る非核平和社会の創造		<ul style="list-style-type: none"> <li>非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、非核平和の啓発活動に積極的に取り組んでいきます。</li> </ul>		B
2 一人ひとりを大切にする人権に根ざした文化の創造	(1) 人権意識の高揚を図るための施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの人権教育・啓発の成果を発展させ、市民の人権意識を高揚し、人権問題の正しい理解と認識を培います。</li> <li>家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて人権教育・啓発の推進に努めます。</li> </ul>		B
	(2) 人権擁護に関する施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の中で起こる様々な人権問題等に関する相談、権利の擁護や人権が侵害された場合の救済等、人権擁護活動の促進に努め、関係機関やNPO等との連携を図ります。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各種相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報の効果的な提供に努めます。</li> </ul>		B
3 個人情報保護への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、市民の自己情報管理権を含め適正管理に努めます。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報保護条例」を広報誌等により市民に周知を図ります。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修を通してその重要性についての意識向上を図ります。</li> </ul>		B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	132 男女共同参画社会の推進		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会等における女性委員の比率が高まっています。</li> <li>・男女共同参画への意識啓発が進んでいます。</li> <li>・男女の人権が尊重され、ともに能力を発揮しています。</li> <li>・女性の社会参画を支える条件が整備されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会における意思決定への女性の参画促進</li> <li>2 男女共同参画社会に向けての意識づくり</li> <li>3 男女共同参画を進める教育と学習の充実</li> <li>4 働く場における男女平等の推進</li> <li>5 仕事と家庭・地域生活の両立支援</li> <li>6 女性に対する暴力の根絶</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>茨木市男女共同参画計画に掲げた229の施策については、計画の終期である平成23年度末点でおおむね着手済みとなっており、数値目標として定めた付属機関等における女性委員登用状況についても、平成24年4月1日現在、目標値35%に対して、36.1%を達成した。</p> <p>しかしながら、社会慣習や就労、地域活動等においては男女の不平等感は解消されておらず、また、男性や子どもにおける男女共同参画や防災・減災・復興における男女共同参画、ワークライフバランスの推進など、新たな課題への対応のほか、DV防止と被害者支援の取り組みなどが必要であることから、平成24年6月に策定した第二次計画に基づき、引き続き計画的に施策を推進することが必要である。</p>		

関連課		人権・男女共生課、商工労政課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 社会における意思決定への女性の参画促進		・男女の意見がともに反映されるよう、社会のあらゆる分野における意思決定過程に女性の参画を進めるための制度を整備するとともに、女性のエンパワメントを支援します。	B
2 男女共同参画社会に向けての意識づくり		・固定的な性別役割分担意識や男性優位の考え、男女の不平等な取り扱いなどがなくなるよう男女平等の意識づくりのための啓発活動を充実します。	B
3 男女共同参画を進める教育と学習の充実		・家庭、学校、地域における男女平等観、男女共同参画に基づいた教育や学習を充実します。	B
4 働く場における男女平等の推進		・職業生活と家庭生活との両立を可能にし、男女がともに個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択できるよう、事業者に働きかけます。	B
5 仕事と家庭・地域生活の両立支援		・社会における活動を男女がともに分かちあい、仕事と家庭や地域活動のバランスがとれた生活を送ることができるよう、両立のための環境整備や意識啓発の支援に努めます。	B
6 女性に対する暴力の根絶		・女性に対する暴力の防止と被害を受けた女性に対する支援に努めます。	B